

令和3年6月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	議席 番号	氏名	中 村 憲 一 議員	1 / 2
発言項目		要 旨		答弁者
1	こども庁構想に見る子ども関連政策の一元化と子どもの権利を保護する条例について	<p>令和2年9月定例会一般質問において、特に教育部門と福祉部門の連携を念頭に置いて、コア・エグゼクティブ（中核的執政）論とプーリング型総合調整から考える部門越境的行政課題の解決について質問した。</p> <p>政府が6月中旬に閣議決定する「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）」の中で、子どもの貧困、児童虐待、重大ないじめ等、子どもに関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を通じ、子どもの視点に立って各ライフステージに応じた切れ目ない対応、就学時に格差を生じさせない教育と福祉の連携等を図るために、子ども関連政策を一括して所管する行政組織こども庁の創設検討に着手することが明記されたことから、子ども関連政策の一元化は基礎自治体においても急務である。</p> <p>また、この構想を具現化するためにも、すべての子どもが「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」権利が保障された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に基づいた子どもの権利条例の制定が改めて必要と考える。</p> <p>以上、子ども関連政策の一元化が急務であり、その構想を子どもの権利に立脚したものにしなければならないという観点から、以下質問する。</p> <p>(1) こども庁構想について。</p> <p>① 市長は、こども庁構想の意義をどのように考えるか。第5次富士宮市総合計画後期基本計画の策定に反映させるべきと考えるがいかがか。</p> <p>② 府省庁間の「縦割り」、国県市間の「横割り」、子どもの年代による分断の「年代割り」が存在する中で、子どもの命を守るための問題、環境改善にかかわる問題、制度仕組みは、適切に解決、予防がなされているのか。</p> <p>(2) 子ども関連政策の一元化について。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の拡大により産み控えの傾向が見られ出生数が激減している中、アフターコロナ時代の子育て環境の回復のためにも、子ども関連政策の一元化は急務であると考えがいかがか。</p> <p>② 組織再編が目的でないことを踏まえた上で、こども未来部の設置が必要であると考えがいかがか。</p> <p>③ 子ども関連政策の効果を高めるために、教育部門と福祉部門間のジョブローテーションを提案するがいかがか。</p> <p>(3) 行政のデジタル化が寄与する子ども関連政策について。</p> <p>① 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の施行を受け、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」がマイナンバーを活用できる対象に指定され、支給対象となる世帯の多くで申請手続が不要になったとのことだが、当市の状況はいかがか。</p>		市長 関係部長

発言 順序	18	議席 番号	11	氏名	中 村 憲 一 議員	2 / 2
発 言 項 目		要 旨				答 弁 者
		<p>② 多くの子ども関連の各種手当、給付金において申請主義が取られているが、行政のデジタル化により申請主義を脱却し、給付漏れを回避することができるか。</p> <p>③ 就学援助制度の利用につき、教育部門と福祉部門と連携して、一元的なプッシュ型支援にできないか。</p> <p>④ 行政のデジタル化の推進には個人情報保護制度の見直しが不可欠だが、このことにつき当市の見解はどうか。</p> <p>(4) 子どもの権利を保護する条例について。</p> <p>① 子ども関連政策を一括して所管する行政組織こども庁の創設が検討される機運の中で、単に組織の再編成に終わることなく、子どもが権利の主体という視点に立ち、子どもが自ら意思決定できる社会の実現を念頭に置かなくてはならない。当市の子ども関連政策の一元化の基本理念として、子どもの権利条約に基づいた子どもの権利条例の制定を提案するがどうか。</p>				